

毎月勤労統計調査における特別給与の集計方法変更に伴う影響等の試算

令和5年3月30日

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
雇用・賃金福祉統計室

1 はじめに

毎月勤労統計調査は、月次の短いサイクルで雇用・賃金・労働時間について調査・公表を行っている。また、夏季及び年末賞与については、改めて調査対象事業所に賞与の支給にかかる照会を行った上で特別集計を実施して公表している。

本稿は、毎月勤労統計調査における「特別に支払われた給与」（以下「特別給与」という。）の集計結果に関して、

- ① 令和3年10月に実施した特別給与の集計方法の変更による全国調査の集計結果への影響と比べた、都道府県ごとに集計・公表する地方調査の集計結果への影響
- ② 賞与の特別集計にあたり事後的に把握した情報を、実際に賞与が支払われた月の特別給与の集計に反映できた場合の影響

について試算を行い、その試算結果を踏まえて今後の調査実務の課題を整理し、改善策を検討したものである。

2 令和3年10月に行った集計方法の変更の概要

毎月勤労統計調査の賃金に関する調査事項及び集計事項は図表1のとおりである。賃金のうち、「現金給与総額」、「きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」、「特別給与」のそれぞれを他の月次の経済指標の公表と合わせるために調査月の翌々月初めに「速報」として、また、集計の確定値を翌々月末までに「確報」として公表している。

一方、「賞与」については、毎月集計する速報・確報とは別に、6～8月分の「賞与」の額を合算して「夏季賞与」として、また、11月～翌年1月分の「賞与」の額を合算して「年末賞与」として、年2回、特別集計を行い、それぞれ9月分速報と2月分速報に併せて公表している。

図表 1 毎月勤労統計調査の賃金に関する調査事項及び集計事項

8 現金給与額			
(1) きまって支給する給与	(2) 超過労働給与 (1)の内数	(3) 特別に支払われた給与	(4) 賞与 (3)の内数

○月報、年報、年度報における集計事項

- ・現金給与総額 = (1)きまって支給する給与 + (3)特別に支払われた給与
- ・きまって支給する給与 = (1)きまって支給する給与
- ・所定内給与 = (1)きまって支給する給与 - (2)超過労働給与
- ・所定外給与 = (2)超過労働給与
- ・特別に支払われた給与 = (3)特別に支払われた給与

○年2回の特別集計における集計事項

- ・賞与 = (4)賞与

令和3年10月に賞与の特別集計に関連して、次のような集計方法の変更を行った。

従来より、6月、7月、11月及び12月分の調査票については、賞与の特別集計の準備を開始するタイミング(夏季賞与の場合は9月中旬～10月中旬、年末賞与の場合は2月中旬～3月中旬)に、都道府県にて提出された全国調査票を点検し、賞与の記入がない場合に電話等により調査対象事業所に対して照会を行っている。照会により「賞与」の支給が判明した場合は、「賞与」を支給した月の調査票の「賞与」及び「特別給与」欄に追記(又は加算)する処理を行っている。

ただし、都道府県から照会を行うタイミングでは、夏季賞与では6月及び7月分の確報の集計が、年末賞与では11月及び12月分の確報の集計が終わっており、6月、7月、11月及び12月分の調査票にこれらの処理を行っても、月次の特別給与等の集計には反映されない。

一方、都道府県からの照会により6月、7月、11月及び12月分の「賞与」の支給が判明した調査対象事業所において賞与支給月の調査票が提出されていなかった場合は、都道府県からの照会で把握した6月または7月分の「賞与」を8月分の「特別給与」及び「賞与」欄に、また、11月、12月分の賞与を翌年1月分の「特別給与」及び「賞与」に加算する処理を行い、それによって8月分及び翌年1月分の特別給与等の月次集計並びに夏季及び年末賞与の特別集計を行っていた。(図表2参照、【6・7月の調査票の提出がない場合】のケース)

この処理は、例えば、令和2年8月分調査では、24,775件のうち15件とな

っている。

令和3年9月にある県から地方調査の集計においてこれらの処理を行った場合、8月及び翌年1月の特別給与等の集計値が過大になるケースがあるのではないかという問い合わせを受けたのを契機として、8月及び翌年1月の「特別給与」に加算する処理を止めることとし、「賞与」のみ加算する取扱いに令和3年10月から変更した。

図表2 「特別給与」に加算する取扱いの変更の概要

<夏季賞与の場合(6・7・8月)> ※年末賞与の場合は、それぞれ、11月、12月、1月

【変更前の方法】	【変更後の方法】(令和3年8月分集計以降)
① 支給した月が6・7月の場合 【6・7月の調査票の提出がある場合】 → 6・7月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算 → 6・7月確報の公表が終了しているため、特別給与の月次集計及び年報に反映しない → 賞与の特別集計に反映 【6・7月の調査票の提出がない場合】 → その月の調査票の修正ができないため、8月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算し、「●月分」と備考欄に記載 → 8月の確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映 → 賞与の特別集計に反映	① 支給した月が6・7月の場合 【6・7月の調査票の提出がある場合】 (変更なし) 【6・7月の調査票の提出がない場合】 → その月の調査票の修正ができないため、8月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算し、「●月分」と備考欄に記載 → 8月の確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映 → 賞与の特別集計に反映
② 支給した月が8月の場合 → 8月の調査票の賞与欄に記入及び特別給与に賞与を加算又は8月の調査票の提出を依頼 → 8月確報の公表に間に合うため、特別給与の月次集計及び年報に反映 → 賞与の特別集計に反映	② 支給した月が8月の場合 (変更なし)

この取扱いの変更については、令和4年1月26日に総務省統計委員会へ報告するとともに、利用者への周知を図るため、同月27日に厚生労働省のホームページへ取扱いの変更の内容を説明した「毎月勤労統計調査の集計方法の変更について」を掲載し、同年3月、集計方法を変更した場合の全国調査への影響について平成31年1月まで遡って試算した結果を厚生労働省ホームページに掲載した。(図表3及び下記URL参照)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-henkou-20220318.pdf>

統計委員会への報告に際しては、今般の集計方法の変更について利用者への周知、注意喚起を行うことや、地方調査の集計結果への影響について整理するよう意見があった。

図表3 集計方法の変更に関する全国調査の影響規模の試算

【試算の方法等】

- 平成31年1月分、令和元年8月分、令和2年1月分、同年8月分、令和3年1月分調査の各月の調査票について、特別給与及び賞与に計上する処理が行われたと判断できる事業所を、備考欄の記述内容を精査して抜き出し、特別給与から賞与を差し引いた場合の影響の試算を行った。
- 下記の数値は、調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値である。

		回答事業所数	試算において データを修正した 事業所数	①公表値	②試算値	③差額 (②-①)	④影響率 (③/①)
				(円)	(円)	(円)	(%)
平成31年1月調査	現金給与総額	24,662	4	272,120	272,099	-21	-0.008
	特別給与			12,635	12,614		
令和元年8月調査	現金給与総額	24,595	19	276,695	276,446	-249	-0.090
	特別給与			12,653	12,404		
令和2年1月調査	現金給与総額	24,936	17	275,175	275,018	-157	-0.057
	特別給与			13,811	13,654		
令和2年8月調査	現金給与総額	24,775	15	273,209	272,906	-303	-0.111
	特別給与			12,520	12,217		
令和3年1月調査	現金給与総額	25,625	5	271,763	271,699	-64	-0.024
	特別給与			11,003	10,939		
令和元年平均	現金給与総額	/		322,552	322,529	-23	-0.007
	特別給与			58,372	58,349		
令和2年平均	現金給与総額			318,405	318,367	-38	-0.012
	特別給与			56,080	56,042		
令和元年度平均	現金給与総額			322,768	322,734	-34	-0.011
	特別給与			58,345	58,311		
令和2年度平均	現金給与総額			318,081	318,050	-31	-0.010
	特別給与			55,795	55,764		

上記の試算値を用いて、特別給与の集計方法を変更したことによる現金給与総額の前期比への影響を見ると、令和3年8月分調査では、公表値の0.5%増から試算値の0.6%増と0.1ポイント増加するものの、令和4年1月分調査、令和3年平均、令和3年度平均の前期比では現在の公表値と試算値による前期比で変化はなかった。

図表4 集計方法の変更に関する全国調査の前期比への影響

		実額の公表値	前期比の公表値	試算値による前期比
		(円)	(%)	(%)
令和3年8月調査	現金給与総額	274,671	0.5	0.6
	特別給与	12,899	3.0	5.6
令和4年1月調査	現金給与総額	274,822	1.1	1.1
	特別給与	11,251	2.3	2.9
令和3年平均	現金給与総額	319,461	0.3	0.3
	特別給与	55,722	-0.6	-0.6
令和3年度平均	現金給与総額	320,604	0.8	0.8
	特別給与	56,133	0.6	0.7

3 集計方法の変更による地方調査における影響規模の試算

令和4年1月及び同年3月に公表した全国調査における影響規模の試算においては、令和3年10月に行った集計方法の変更が及ぼす影響は、現金給与総額及び特別給与のいずれについても、軽微なものであることが確認できたが、今回、以下のとおり全国調査の影響試算と同様の方法により、地方調査における影響規模の試算を行った。

【試算の方法等】

- 試算は、令和2年1月及び8月分並びに令和2年平均を対象とした。
- 全国調査において集計方法の影響試算を行った際に特定した事業所（令和2年1月分は17件、8月分は15件）が所在する都道府県について試算を行った。（令和2年1月分：11都道府県、8月分：6都道府県、令和2年平均：14都道府県）
- 都道府県において集計した地方調査における1月または8月分の調査票の「特別給与」から「賞与」を差し引いて、試算を行った。
- 下記の数値は、調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値である。

図表5 集計方法の変更に関する地方調査の影響規模の試算
(令和2年1月及び8月)

		回答事業所数	試算において データを修正した 事業所数	①公表値	②試算値	③差額 (②-①)	④影響率 (③/①)	
				(円)	(円)	(円)	(%)	
令和2年 1月調査	全国調査 (再掲)	現金給与総額	24,936	17	275,175	275,018	-157	-0.057
		特別給与			13,811	13,654		-1.137
	北海道	現金給与総額	884	2	246,781	246,474	-307	-0.124
		特別給与			8,704	8,397		-3.527
	宮城県	現金給与総額	585	1	262,820	262,258	-562	-0.214
		特別給与			20,571	20,009		-2.732
	秋田県	現金給与総額	437	1	227,815	227,769	-46	-0.020
		特別給与			5,431	5,385		-0.847
	群馬県	現金給与総額	613	1	254,163	253,624	-539	-0.212
		特別給与			6,370	5,831		-8.462
	神奈川県	現金給与総額	1,140	2	287,878	287,018	-860	-0.299
		特別給与			17,356	16,496		-4.955
	富山県	現金給与総額	653	1	250,455	249,740	-715	-0.285
		特別給与			6,455	5,740		-11.077
	兵庫県	現金給与総額	814	3	267,689	266,962	-727	-0.272
		特別給与			17,544	16,817		-4.144
	広島県	現金給与総額	793	1	265,741	265,497	-244	-0.092
		特別給与			8,075	7,831		-3.022
	徳島県	現金給与総額	406	3	256,440	250,227	-6,213	-2.423
		特別給与			12,219	6,006		-50.847
福岡県	現金給与総額	948	1	255,086	254,579	-507	-0.199	
	特別給与			15,520	15,013		-3.267	
長崎県	現金給与総額	436	1	232,452	231,953	-499	-0.215	
	特別給与			4,129	3,630		-12.085	
令和2年 8月調査	全国調査 (再掲)	現金給与総額	24,775	15	273,209	272,906	-303	-0.111
		特別給与			12,520	12,217		-2.420
	北海道	現金給与総額	872	1	253,266	252,767	-499	-0.197
		特別給与			13,759	13,260		-3.627
	千葉県	現金給与総額	834	1	254,713	253,860	-853	-0.335
		特別給与			6,265	5,412		-13.615
	東京都	現金給与総額	2,979	5	337,208	336,677	-531	-0.157
		特別給与			11,438	10,907		-4.642
	神奈川県	現金給与総額	1,139	3	285,164	283,328	-1,836	-0.644
		特別給与			14,986	13,150		-12.251
	兵庫県	現金給与総額	836	3	250,231	249,549	-682	-0.273
		特別給与			6,602	5,920		-10.330
	熊本県	現金給与総額	510	2	244,656	243,230	-1,426	-0.583
		特別給与			11,543	10,117		-12.354

図表5をみると、データを補正した事業所数はどの都道府県も数件であるものの、地方調査においては集計対象事業所数が全国調査と比べ少ないため、全国の試算結果に対して影響率が大きくなっている県が多いが、現金給与総額で見ると、影響率は1県を除き1%未満となっている¹。

¹ 図表5の中で現金給与総額における影響率が最も大きいのは令和2年1月調査の徳島県(-2.423%)であり、毎月勤労統計の地方調査においては標準誤差率を一律には算出していないが、

図表6 集計方法の変更に関する地方調査の影響規模の試算
(令和2年平均)

			①公表値	②試算値	③差額 (②-①)	④影響率 (③/①)
			(円)	(円)	(円)	(%)
令和2年 平均	全国調査 (再掲)	現金給与総額	318,405	318,367	-38	-0.012
		特別給与	56,080	56,042		-0.068
	北海道	現金給与総額	287,302	287,234	-68	-0.024
		特別給与	48,393	48,325		-0.141
	宮城県	現金給与総額	290,020	289,973	-47	-0.016
		特別給与	46,829	46,782		-0.100
	秋田県	現金給与総額	265,328	265,324	-4	-0.002
		特別給与	39,811	39,807		-0.010
	群馬県	現金給与総額	292,803	292,758	-45	-0.015
		特別給与	43,310	43,265		-0.104
	千葉県	現金給与総額	299,770	299,699	-71	-0.024
		特別給与	47,423	47,352		-0.150
	東京都	現金給与総額	408,589	408,545	-44	-0.011
		特別給与	81,477	81,433		-0.054
	神奈川県	現金給与総額	328,275	328,050	-225	-0.069
		特別給与	57,322	57,097		-0.393
	富山県	現金給与総額	294,901	294,841	-60	-0.020
		特別給与	49,473	49,413		-0.121
	兵庫県	現金給与総額	301,486	301,367	-119	-0.039
		特別給与	53,958	53,839		-0.221
	広島県	現金給与総額	314,276	314,255	-21	-0.007
		特別給与	57,064	57,043		-0.037
	徳島県	現金給与総額	293,256	292,734	-522	-0.178
		特別給与	49,886	49,364		-1.046
	福岡県	現金給与総額	292,421	292,378	-43	-0.015
		特別給与	50,714	50,671		-0.085
長崎県	現金給与総額	272,284	272,241	-43	-0.016	
	特別給与	44,722	44,679		-0.096	
熊本県	現金給与総額	275,759	275,641	-118	-0.043	
	特別給与	45,089	44,971		-0.262	

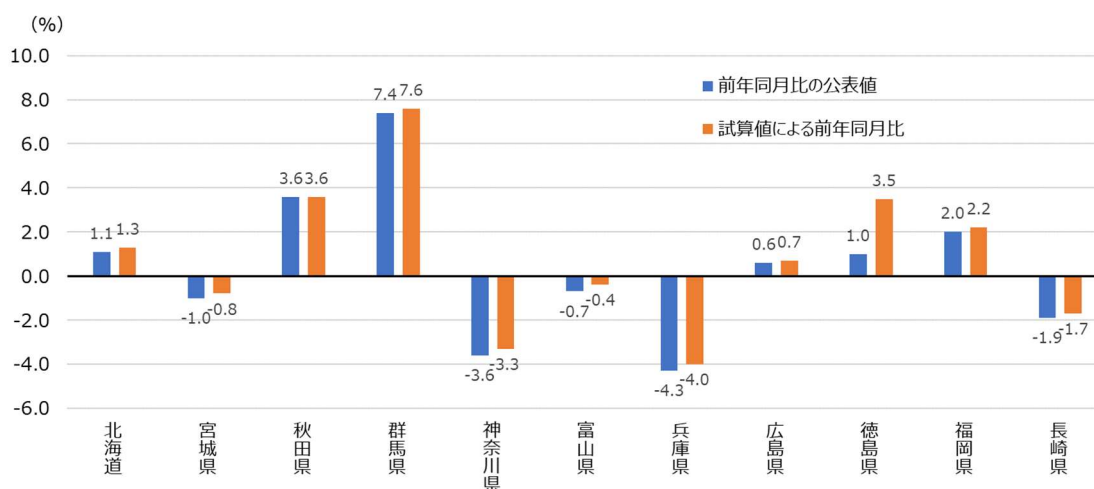
- ・全国調査におけるきまって支給する給与（規模5人以上、令和2年7月分結果）の標準誤差率が0.32%であること
 - ・全国調査の回答事業所数24,936と徳島県の回答事業所数406を比較すると後者は前者の約1/60程度であること（母集団の分散が仮に同程度であれば、標準誤差率は全国調査の約8倍となる）
 - ・地方調査においては、全数調査とする500人以上規模事業所を除き、きまって支給する給与の目標とする標準誤差率を10%として標本設計を行うこととされていること
 - ・きまって支給する給与より現金支給総額の方が分散が大きいことが想定されること
- などを考慮すると、徳島県の影響率も大きなものではないと評価できると考えられる。

図表6をみると、年平均への影響は、地方調査における集計対象事業所数の少なから、補正事業所数が数件であっても全国での試算結果よりも影響率が大きくなっている都道府県が多いが、現金給与総額でみた影響率は、1県を除き0.1%未満となっている²。

なお、毎月勤労統計調査の利活用として、前年同月比や前年比がよく利用されることから、上記の試算値を用いて、特別給与の集計方法を変更したことによる令和3年1月分、8月分の現金給与総額の対前年同月比を公表値と比較してみると、1県を除き、公表値より増加率が大きく（又は減少率が小さく）なっており、その差は0.1～2.5ポイントとなっている。（図表7、8）

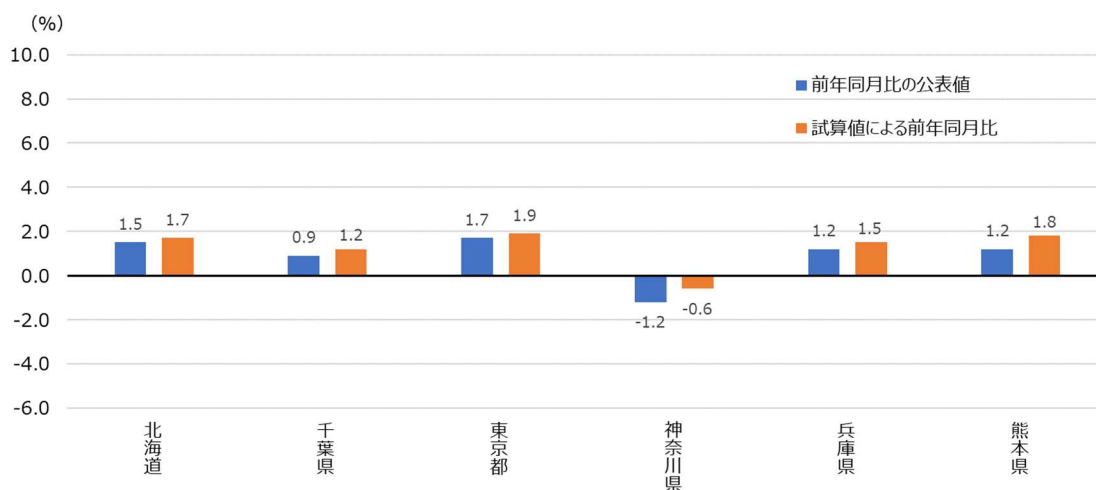
また、令和3年平均の現金給与総額の前年比について、同様に比較すると、14県中10県で、試算値を用いた場合と公表値の間に差はみられなかったが、他の4県では0.1～0.2ポイント増加率が大きく（又は減少率が小さく）なっている。（図表9）

図表7 集計方法の変更による現金給与総額の前年同月比の比較
（令和3年1月調査）

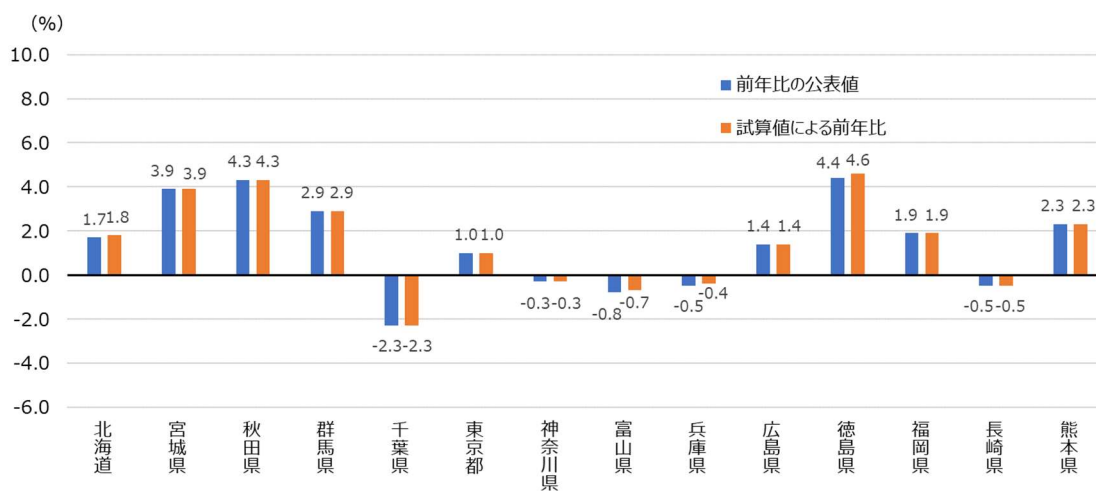


² 毎月勤労統計においては全国調査の年平均の標準誤差率を算出していないが、前述のとおり、賞与支給月における特別給与の取扱い変更の影響率が標準誤差率の範囲内に収まっていると考えられることを考慮すれば、年平均における影響率も大きなものではないと評価できると考えられる。

図表8 集計方法の変更による現金給与総額の前年同月比の比較
(令和3年8月調査)



図表9 集計方法の変更による現金給与総額の前年比の比較
(令和3年平均)



4 賞与集計の照会により把握した情報を事前に活用することとした場合の影響の試算

上記2で述べたとおり、賞与集計に際して都道府県の照会により把握した賞与については、6月、7月、11月及び12月分の「特別給与」の集計に反映されない。

これらの情報は事後的に利用可能となるものであるが、仮に、6月、7月、11月及び12月分の月次の集計について、賞与の特別集計のための照会により得られた「特別給与」の情報を活用することとした場合の全国調査における月次の結果への影響を試算した。

【試算の方法等】

- 夏季賞与の特別集計のための照会により把握した「特別給与」の特定のため、6月及び7月分の確報集計時の調査票データと6月、7月及び8月分の調査票データから作成した夏季賞与の集計用データとをマッチングし、夏季賞与の集計用データにおいて「賞与」または「特別給与」のみに修正があり、かつ「賞与」が増額となる修正がなされている事業所を抜き出した。それらの事業所について、6月または7月分の確報集計時の調査票データにおける「特別給与」及び「賞与」を夏季賞与の集計用データの数値に置き換えて集計した。（11月及び12月分については、年末賞与の集計用データと同様にマッチングを行って追加で把握した「賞与」を特定して集計した。）
- 対象は、全国調査における令和元年及び令和2年の6月、7月、11月及び12月分の「現金給与総額」及び「特別給与」とした。
- 年平均結果の試算は、以下のデータを用いて行った。
＜6月、7月、11月及び12月分＞ 上記による集計結果
＜1月及び8月分＞ 図表3で示した試算数値
- 試算はいずれも調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値を試算した。

図表 10 照会により追加で把握した情報を事前に活用することとした場合の
全国調査における影響の試算（6月、7月、11月及び12月）

		回答事業所数	試算において データを修正した 事業所数	①公表値	②試算値	③差額 (②-①)	④影響率 (③/①)
				(円)	(円)	(円)	(%)
令和元年6月	現金給与総額	24,867	283	451,442	457,323	5,881	1.303
	特別給与			186,064	191,945		3.161
令和元年7月	現金給与総額	24,697	267	374,654	379,893	5,239	1.398
	特別給与			109,314	114,553		4.793
令和元年11月	現金給与総額	24,138	19	285,429	285,791	362	0.127
	特別給与			19,625	19,987		1.845
令和元年12月	現金給与総額	24,487	279	564,630	569,806	5,176	0.917
	特別給与			299,177	304,353		1.730
令和2年6月	現金給与総額	24,266	200	442,704	447,707	5,003	1.130
	特別給与			181,211	186,214		2.761
令和2年7月	現金給与総額	24,647	257	368,860	373,148	4,288	1.163
	特別給与			106,386	110,674		4.031
令和2年11月	現金給与総額	24,496	14	280,486	280,694	208	0.074
	特別給与			17,118	17,326		1.215
令和2年12月	現金給与総額	24,377	242	547,696	552,564	4,868	0.889
	特別給与			284,052	288,920		1.714

図表 10 の試算結果をみると、まず、賞与の特別集計のための照会により追加で把握した「賞与」の件数は、令和元年6月分の 283 件から令和2年6月分の 200 件まで幅があるものの概ね 250 件前後となり、11 月分は 20 件未満と少なかった。これは、夏季賞与の支給時期は、6月と7月分にまたがっているが、年末賞与の支給時期は12月分に集中していることによるものと考えられる。

追加で把握した「賞与」の額は様々であるため、補正件数と補正額は必ずしも連動しないが、補正した賃金への影響は、令和2年11月分の 208 円から令和2年6月分の 5,881 円まで幅があるものの11月分を除き概ね 5,000 円前後増加する結果となった。11月分も金額は小さいものの増加となった。

なお、「きまって支給する給与額」は今回の試算によって影響を受けないため、掲載していない。

図表 1 1 照会により追加で把握した情報を事前に活用することとした場合の
全国調査における影響の試算（年平均結果）

		①公表値	②試算値	③差額 (②-①)	④影響率 (③/①)
		(円)	(円)	(円)	(%)
令和元年平均	現金給与総額	322,552	323,925	1,373	0.426
	特別給与	58,372	59,745		2.352
令和2年平均	現金給与総額	318,405	319,566	1,161	0.365
	特別給与	56,080	57,241		2.070

図表 1 1 の年平均の試算結果をみると、令和元年平均は 1,373 円、令和 2 年平均は 1,161 円の増加となり、現金給与総額の影響率をみると追加で把握した情報を月次集計に反映することで、令和元年平均、2 年平均とも概ね 0.4% 上昇する結果となった。

必ずしも大きな影響があるとは言えないものの、照会により事後的に得られている情報を月次の結果に反映することができれば、統計調査の精度をより高めることができると考えられ、これらの結果は夏季賞与及び年末賞与の支給時期における「賞与」の記入ミス等を調査実務の中でいかに減らしていくのか、という調査実務上の課題を示唆しているとも考えられる。

なお、毎月勤労統計調査の利活用として、前年同月比や前年比がよく利用されるが、前年、当年とも同じ程度の増加となっていれば、前年比などの伸び率への影響はさらに小さくなる。

5 毎月勤労統計調査の調査事務などについて

(1) 毎月勤労統計調査の調査実務のスケジュール

ここで、毎月勤労統計調査の調査実務について概観する。

毎月勤労統計調査の全国調査及び地方調査は、郵送調査で行う第一種事業所調査（事業所規模 30 人以上）と原則、調査員調査により行う第二種事業所調査（事業所規模 5～29 人）からなっており、いずれもオンライン調査が可能となっている。

図表 1 2 毎月勤労統計調査の概要

区分		調査事業所数 (注)	調査周期	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時 30人以上雇用する事 業所)	全国調査	約15,000	毎月	厚生労働省 - 都道府県 - 報告者	・郵送調査 ・オンライン調査
	地方調査	約25,000			
第二種事業所 (常用労働者を常時 5人以上30人未満雇 用する事業所)	全国調査	約18,000		厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	・調査員調査 ・オンライン調査 ※災害等に起因し、調査員 調査のみでは困難な場合 には、郵送調査が可能
	地方調査	約18,000			
常用労働者を常時 1 人以上 5 人未満雇用 する事業所	特別調査	約22,000	1年	厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	・調査員調査 ※災害等に起因し、調査員 調査のみでは困難な場合 には、郵送調査又はオンラ イン調査が可能

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

毎月の調査実務は、調査対象事業所からの調査票提出の締め切りが調査対象月の翌月 10 日まで、その後、郵送調査、調査員調査及びオンライン調査によるいずれの回答も都道府県及び厚生労働省における内容審査、疑義照会等を経て、全国調査は厚生労働省において翌月下旬に速報の集計、翌々月中旬に確報集計を実施している。都道府県においては、概ね翌々月下旬に都道府県別に地方調査の集計を実施している。

このように、都道府県は、前月分の調査票の回収及び内容審査と前々月分の集計業務及び内容確認の 2 か月分の調査業務を常に並行して実施している。

これに加えて、平成 30 年以降、第一種事業所において調査対象事業所を毎年概ね 1 / 3 ずつ入れ替えるローテーションサンプリングを導入したことから、毎年新たに調査対象となる事業所の予備調査や夏季及び年末賞与のための照会を行っている。

例えば、夏季及び年末賞与のための照会を行っている件数は、都道府県に

よって調査対象事業所数が異なるため幅があるものの、令和2年夏季賞与の照会では、「賞与」欄に記載がないため賞与の支給があったかの確認を全国で2,310事業所を対象に行っており、最も多い東京都で408事業所、1都道府県の平均で約48事業所の照会を実施している。なお、年末賞与のための照会も同程度の件数実施している。

(2) 毎月勤労統計調査の集計の特徴

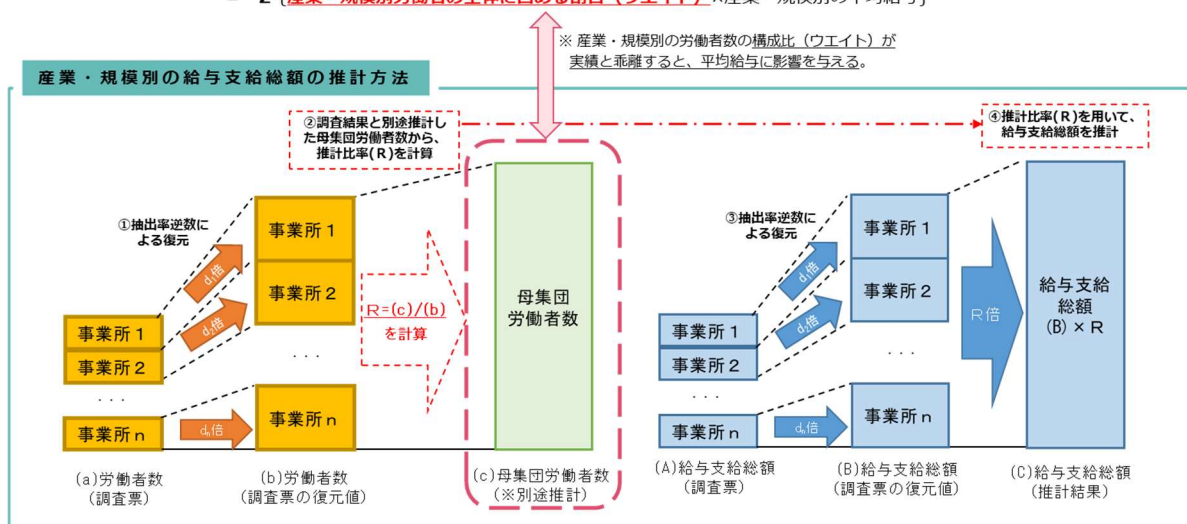
今後の改善を考える際、調査実務に加えて、毎月勤労統計調査の集計の特徴も考慮する必要がある。

毎月勤労統計調査では、産業・規模別に調査対象事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行っている（前月末労働者数＝母集団労働者数となるように調査した数値に推計比率を乗じて集計）。母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス基礎調査」等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により本月末労働者数を推計し、翌月の母集団労働者数の基とする推計方式（リンク・リラティブ）を用いている。また、この労働者数（前月末労働者数と本月末労働者数の平均）は、産業・規模別の一人平均の賃金・労働時間等の集計値を積み上げる際のウエイトとなっている。

このように前月分の確報から推計した母集団労働者数を用いて当月分の結果を集計するため、過去のある月の確報の結果と直近までの各月の集計結果が連動するという特徴がある。

図表 1 3 毎月勤労統計調査の推計方法

$$\begin{aligned} \text{産業・規模別の平均給与} &= \frac{\sum \{\text{産業・規模別の給与支給総額}\}}{\sum \{\text{産業・規模別の労働者数の合計}\}} \\ &= \sum \{\text{産業・規模別労働者の全体に占める割合 (ウエイト)} \times \text{産業・規模別の平均給与}\} \end{aligned}$$



6 改善策の検討

上記4の試算結果及び5の毎月勤労統計調査の実務、集計における特徴を踏まえて、毎月勤労統計調査の目的と結果精度の向上の両立を図る観点から、夏季及び年末賞与の支給時期における「賞与」の記入ミス等を調査実務の中で減らしていくのか、という調査実務上の課題と改善策について検討を行った。

調査実務においては、夏季及び年末賞与の支給時期である6月、7月、11月、12月分の月次調査の確報集計に間に合うよう「賞与」の記入ミス等を減らす、もしくは調査対象事業所から把握することが改善につながる。

具体的には、以下のような方策が考えられる。

- ① 記入要領等において賞与対象月の賞与の記入について注意喚起を強化し、調査対象事業所から確実に「賞与」の回答を得られるよう改善する。
- ② 夏季及び年末賞与の集計対象月において「賞与」欄が0（ゼロ）もしくは空欄など賞与の未支給の事業所について、当該月の月次調査の実務において照会を実施し、月次調査の確報の集計までに記入ミス等となっている「賞与」が把握できるよう取り組みを強化する。

一方で、新たな照会の増加は都道府県の業務負担につながり、引いては結果公表の遅れ等につながる可能性もある。現実的な方策として、記入要領等の改善を行うこととする。また、将来的な課題としては、給与計算ソフトの活用や調査票を作成する際の補助ツールの活用の推進や賞与の支給情報の活用等も考えられる。

以上